

## 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱

令和 2 年 5 月 1 日  
商工観光労働部商工政策課

### (趣旨)

第 1 条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等の資金繰りを支援するため、予算で定めるところにより、県内に事業所等を有する中小企業者等に対し新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第 2 条 利子補給金の交付を受けることができる者は、新型コロナウイルス感染症対応資金による融資（以下「当該融資」という。）を受けた者のうち、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項第 4 号又は同条第 6 項の規定による認定を受けた者であること。
- (2) 法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定を受けた者のうち、法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号に定める小規模企業者に該当する個人事業主であること。
- (3) 法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定を受けた者のうち、前号以外のもので、当該融資の申込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者であること。

### (交付対象経費)

第 3 条 利子補給金の額は、融資金額 6 千万円を限度額として、当該融資に係る毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に支払った約定利子の全額とする。

### (交付期間)

第 4 条 利子補給金を交付する期間は、交付対象者が当該融資を受ける日から起算して 3 年間とする。

### (金融機関への業務委託)

第 5 条 知事は、利子補給業務を当該融資の取扱金融機関に委託するものとし、別途、業務委託契約を締結するものとする。

### (金融機関への委任)

第 6 条 利子補給金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、当該融資を受けた金融機関に委任状及び振替承諾書（別記様式第 3 号）を提出することにより、交付の申請及び請求に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

2 委任を受けた金融機関（以下「受任金融機関」という。）は、申請者に利子補給金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

### (交付の申請)

第 7 条 受任金融機関は、第 3 条に規定する利子補給金の額をとりまとめ、規則第 3 条の規定による利子補給金交付申請書（別記様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の提出期限は、1月1日から同年6月30日までに発生する利子（以下「上半期分」という。）については同年7月31日（ただし、令和2年度の上半期分については同年8月31日まで）とし、7月1日から同年12月31日までに発生する利子（以下「下半期分」という。）については翌年1月31日とする。

（申請書に添付すべき書類）

第8条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号及び第2号の書類は省略する。

2 規則第3条第4号の規定により、前項の利子補給金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、2回目以降の交付申請においては、第2号から第4号の書類は省略する。

- (1) 受取利子証明（明細）書（別記様式第2号）
- (2) 委任状及び振替承諾書（別記様式第3号）の原本
- (3) 受給資格者に係る法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項の規定による認定書の写し又は信用保証協会が発行した保証書の写し（売上高等の減少率が確認できるもの）
- (4) 受給資格者に係る返済（償還）予定表の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定の通知）

第9条 知事は、第7条の規定による利子補給金交付申請書の内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めるときは、規則第22条の規定にかかわらず、交付決定及び額の確定通知書（別記様式第4号）及び利子補給金交付決定額一覧表（別記様式第5号）により、受任金融機関に通知するものとする。

（申請の取下げのできる期限）

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、前条の規定による交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（利子補給金の交付方法等）

第11条 この利子補給金は、精算払いにより交付する。

- 2 受任金融機関は、利子補給金を請求しようとするときは、利子補給金精算払請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による請求書を受けたときは、15日以内に受任金融機関に利子補給金を交付するものとする。
- 4 受任金融機関は、前項の規定による利子補給金の交付を受けたときは、30日以内に申請者が承諾した口座に振り替えるものとする。

（実績報告）

第12条 規則第14条第1項の規定にかかわらず、実績報告は、規則第3条及び第7条の規定による利子補給金の交付の申請をもって行われたものとみなす。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

- 2 受任金融機関は、この要綱の規定による関係書類を申請者への利子補給金の交付が完了した日

の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度の予算に係る中小企業融資制度利子補給から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度の予算に係る中小企業融資制度利子補給から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和2年度の予算に係る中小企業融資制度利子補給から適用する。

別記

様式第1号（第7条、規則第3条関係）

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者（受任者）

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

印

### 利子補給金交付申請書

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく令和  
年度上半期分（下半期分）の利子補給金については、下記のとおり交付されるよう補助金等の  
交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条及び要綱第7条第1項の規定により、関係  
書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付資料  
受取利子証明（明細）書（様式第2号）

様式第2号（第8条、規則第3条関係）

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金に係る受取利子証明（明細）書

金融機関名：

計算期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

NO	取扱支店	事業者名	保証番号	資金 使途	融資年月日	融資期間 (年)	据置期間 (月)	融資額 (円)	金利（年利） (%)	補給金対象 融資額（円）	左に係る 受取利子額（円）

- 注 1 「NO」の欄は、通し番号を記載する。  
 2 「事業者名」の欄は、新型コロナウイルス感染症対応資金に係る利子補給金の対象となった事業者の名称を記載する。  
 3 「保証番号」の欄は、信用保証協会が発行する保証書の保証番号を記載する。  
 4 「資金使途」の欄は、「運転」「設備」の別を記載する。  
 5 「融資年月日」の欄は、新型コロナウイルス感染症対応資金の融資契約日を記載する。  
 6 「融資期間」「据置期間」の欄について、融資条件を変更した場合は、変更後の期間を記載する。  
 7 「補給金対象融資額」の欄は、新型コロナウイルス感染症対応資金の元高を記載する。  
 8 「左に係る受取利子額」の欄は、補給金対象として融資した額の、本証明に係る計算期間における受取利子額を記載する。

## 委任状及び振替承諾書

当社（私）は、（金融機関所在地）

\_\_\_\_\_

（金融機関名称）

\_\_\_\_\_

（取扱店名）

\_\_\_\_\_

（代表者氏名）

\_\_\_\_\_

を代理人と定め、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、利子補給金の交付申請及び請求に関する一切の行為の権限を委任します。

また、本件利子補給金について、宮崎県が同代理人へ交付を行った後、同代理人が当社（私）の新型コロナウイルス感染症対応資金の返済用口座へ振り替えることを承諾します。併せて、返済用口座への振替をもって交付決定の通知を受けたとみなすことに同意します。

年 月 日

所在地

企業等名称

代表者氏名

連絡先：

印

金融機関確認印

※個人事業主の方は、「企業等名称」欄は記載不要です。「代表者氏名」欄のみ御記入ください。

文 書 番 号  
年 月 日

（受任者）

所 在 地：

金融機関名：

代表者氏名：

宮崎県知事

印

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金の交付決定及び額の確定について

令和 年 月 日付けで交付申請のあった新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく利子補給金（令和 年度上半期分（下半期分））については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）第4条の規定により次のとおり交付することに決定し、規則第15条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確定したので、規則第7条及び第15条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額及び交付確定額 金 円
- 2 添付資料  
利子補給金交付決定額一覧表（様式第5号）

様式第5号（第9条関係）

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付決定額一覧表

金融機関名：

計算期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

NO	取扱支店	事業者名	保証番号	資金 使途	融資年月日	融資期間 (年)	据置期間 (月)	融資額 (円)	金利(年利) (%)	補給金対象 融資額(円)	左に係る利子補給 金交付決定額(円)

- 注 1 「NO」の欄は、通し番号を記載する。  
 2 「事業者名」の欄は、新型コロナウイルス感染症対応資金に係る利子補給金の対象となった事業者の名称を記載する。  
 3 「保証番号」の欄は、信用保証協会が発行する保証書の保証番号を記載する。  
 4 「資金使途」の欄は、「運転」「設備」の別を記載する。  
 5 「融資年月日」の欄は、新型コロナウイルス感染症対応資金の融資契約日を記載する。  
 6 「融資期間」「据置期間」の欄について、融資条件を変更した場合は、変更後の期間を記載する。  
 7 「補給金対象融資額」の欄は、新型コロナウイルス感染症対応資金の元高を記載する。  
 8 「左に係る利子補給金交付決定額」の欄は、本計算期間に係る利子補給金交付決定額を記載する。



年 月 日

宮崎県知事

殿

（受任者）

所在地

金融機関名

代表者氏名

印

利子補給金精算払請求書

令和 年 月 日付け（文書番号）で交付額の確定があった令和 年度上半期分（下半期分）の新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金について、下記金額を交付されるよう新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第11条第2項の規定により請求します。

記

請 求 額 円

振込先	金融機関名・支店名：
	預 金 種 類：
	口 座 番 号：
	口 座 名 義：